

第9期 第10回 京田辺市ごみ減量化推進審議会議事録				
日 時	平成27年1月15日（木） 10:00 ~ 11:30			
場 所	環境衛生センター甘南備園リサイクルプラザ会議室			
出席者	委 員	1号委員：米澤 修司 委員、河田 美穂 委員 2号委員：寺島 泰 委員、米田 泰子 委員 3号委員：西口 兵治 委員、堀口 孝 委員、小川 貞子 委員 4号委員：宮本 秀樹委員、多田羅 純平委員、 (欠席) 目片 一清 委員 5号委員：衣川 伸子委員、高井 明美 委員、(欠席) 中川 裕子 委員 (欠席) 中山 節子 委員		
事務局	経済環境部			
案件名	1. ごみ処理施設整備基本構想の取りまとめ報告会			
資 料	資料-1 審議会委員名簿 京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則の抜粋 資料-2 京田辺市ごみ処理施設整備基本構想、京田辺市ごみ処理施設整備基本構想（案）とごみ減量化推進審議会（答申）対照表 資料-3 ごみ処理施設整備基本構想 資料-4 ごみ減量化推進審議会のスケジュール（案）			
概 要	案件1 ごみ処理施設整備基本構想の取りまとめ報告会 市で取りまとめた「ごみ処理施設整備基本構想」について、審議会に報告を行った。			
【開 会】				
事務局：おはようございます。定刻になりましたので、只今から、第9期第10回京田辺市ごみ減量化推進審議会を開催させていただきます。皆様方には公私ご多用の折、また、お足元の悪い中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。				
事務局：（資料の確認）				
事務局：（経済環境部長の挨拶）				
事務局：審議会におきましては、平成25年12月20日から9回にわたって審議を重ねていただきました。その審議結果を「ごみ処理施設整備基本構想（答申）」という形で取りまとめていただきました。本市では、審議会からいただいた答申を基に、「ごみ処理施設整備基本構想」を策定しました。本日は、市が策定した「ごみ処理施設整備基本構想」について、変更点を中心にご説明をさせていただきたいと考えています。				

なお、本日の審議会につきましては、傍聴希望者はございませんでしたので、その旨、ご報告させていただきます。

#### 【案件. 1 ごみ処理施設整備基本構想の取りまとめ報告会】

**副会長A**：基本構想の‘終わりに’の部分、97頁に「近年多発する自然災害時に発生する災害廃棄物への対応力等についての配慮も必要となります。」と書かれています。自然災害時の災害廃棄物、東日本大震災で発生した災害廃棄物を大阪で燃やすとか、燃やしたくなかったとか、今までに色々な事がありました。

今回、もしどこかで発生した災害廃棄物を燃やしてあげるとか、もちろん自分達の所で発生した災害廃棄物は燃やさないといけないと思いますが、そういった設備まで出来るのですか。反対されていた方は、それによって何が起こるから反対されていたのですか。

**会長**：東日本大震災の場合については、同時に東京電力の原発事故も重なって、その事故によって汚染された災害廃棄物の処理をどうするかという中で、現地だけではどうにもならないから、全国的に協力しながら処理をしていくという事です。しかし、現実には、特にセシウム137という放射性物質が含まれるという事に対する懸念が大きくて、すぐにOKという所はありませんでした。

**副会長A**：原子力発電所事故による汚染が無ければ、どこでも燃やしてもらえるのか。

**会長**：そう思います。阪神淡路大震災の場合、周辺の自治体が引き受けて、協力して処理を進めていたと思います。

**副会長A**：セシウム137を含んだ災害廃棄物を、今度建設する焼却炉で燃やしても大丈夫というようには、出来てないですね。

**会長**：色々な議論があります。自治体の焼却プラントによって処理をすると、結果として、セシウム137は原子レベルで言えば周辺環境に拡散します。セシウム137は、かつての外国の核実験で世界に散らばっています。日本でも色々と調べた経緯はあるみたいで、今回の東日本大震災による原子力災害も含めて、災害による汚染廃棄物を焼却して、それが拡散しても、結局は人間に還って、人間が影響を受けるかどうかという、ここが重要なことです。

基本的には、影響が無いレベルのものを焼却して下さいという国の協力依頼ですが、なかなかご理解いただけないというところです。見えない、影響が長期にわたるという事もあり、影響に対する不安が払拭できないのです。リスクコミュニケーションが必要と言わ

れますが、やはり不安を払拭するためには、十分な説明を国民に対してする必要があると考えています。だから、原子力災害まで想定した話ではありません。

単独自治体で対応できる話ではありません。南海・東南海地震は必ず起きると言われています。京都では花折断層。これも何十年後には必ず動くと言われています。過去の例に学ぶ訳ですが、そういった災害が起きた時にはすごい廃棄物になります。京都で発生した廃棄物であっても、京都府だけではとても対応できません。国レベルで対応する話です。しかし、そういった災害が起こった時の廃棄物対策をどうするか。「知りません」では済みません。だから、そこに国は触っています。触れておかないと国の責任にもなりますが、触れたからと言っても「どうしろ」と明確に示せない。つまり、災害廃棄物としてどれくらいの対応能力を持っておくべきか、各自治体に対して、はっきり提案できるような状況ではありません。国がこれくらいという数値を示している訳ではありません。

要は、南海・東南海地震を想定して、災害規模を想定して、その災害廃棄物をどうするかは、各自治体ではなく地域、関西圏で詰めていくべきものです。非常に難しいですが、対応しておかないと、補助金にも差し障るのではないかと心配しています。他府県での対応規模、推定されたものを参考に数値を出されるのですか。

**事務局**：本市の場合も災害廃棄物の処理基本計画があります。阪神淡路大震災規模の震災が起きた時には、どれくらいの瓦礫が発生して、どこに仮置きして、それを何カ年に分けてごみを処理していくという計画になります。国は、何カ年で災害瓦礫を処理するといった事も含めて、拡大して補助金の規模に入れても良いと言われています。

近年、自然災害が多く発生しています。台風等によって大雨が降り、水害で瓦礫が数多く発生しました。色々な市町村が助け合って処理をしていますが、そういった数字を見込んでも良いとされています。どのくらい見込むかについては、先程会長が言われたように、まだ全然決められていません。

交付要件、例えば、交付金1/2をいただく場合には、災害廃棄物処理計画の策定が条件になっています。計画をしっかりと立てて、行政が対応する。どのように対応するかまで義務付けられています。

ここの一行為で書いていますが、非常に重たい内容になっています。震災が発生しなかつた場合は、その規模が無駄になってしまいます。

**会長**：数値についての根拠付けとか明確な論理付けというのは難しいですね。しかしながら、何らかの対応を、体制も含めて若干の能力を準備しておこうという考え方です。

**副会長A**：これに関しては、今まで議論をしてこなかったので、一度議論をした方が良いと思っただけです。

会長：非常に有用な事です。

委員C：自然災害に対しての補助金は変わりませんか。

事務局：その規模を見込んだ、きちんとした根拠があれば変わりません。例えば、阪神淡路大震災クラスの震災が発生して、京田辺市内の建物の何%が倒壊した場合、瓦礫がどのくらい発生して、どこに、どの程度の敷地、用地に仮置きして、処理していくのか。年間何トン処理するから、何トン程度の規模の增量が必要という根拠を作つて申請すれば、その規模の交付金がいただけます。10%が良いのか、10年かけて処理をするのか、5年かけて処理をするのかといった事でも違つてきますし、それだけのストックヤード、空地があるかどうかでも変わってきます。

実際、そういった災害は起きていますので、他の市町村では災害廃棄物を大体何%見込まれているか、そういった事例を参考に検討するといった方法も1つであると考えています。

委員C：京田辺市で一番心配するのは、生駒断層と黄櫻断層ですか。阪神淡路大震災でも強い揺れがきました。自然災害は別物で補助金対象外と言われると厳しいです。そういうものは、ある程度は考慮されますか。

事務局：根拠さえあれば、そういった規模分の交付金もいただけます。

副会長A：あまり大きくしても、自然災害が起こらなければ無駄になります。

事務局：そうです。

会長：そうなると税金の無駄遣いをずっと続ける事になります。そういう訳にはいきませんから。

事務局：これについては検討の余地があると思います。災害は無い方が良いですが、施設は災害の起きた時の事も考えておかないといけません。国でも、検討して必要であれば交付金の対象にするとなっていますので、十分に検討する必要があると思っています。

それと人口の問題です。京田辺市では、まだ数年は人口が増加します。しかし、枚方市と広域処理をした場合、枚方市の人口は40万人から32万人くらいになると予測されており、京田辺市の人口より多い8万人も減少します。京田辺市の将来人口で70tを見込んでいますから、単純に約70t分が空きになる訳です。平成35年に稼働して25年から30年後、ずっと人口が下がつていった時には余裕だらけになってしまいます。そういう事も

あるので、十分に検討して、災害廃棄物分をプラスにするのか、現計画を進めて行けば自然と余裕が大きくなるという考え方をするのか。昔みたいに人口がどんどん増加するのであれば、上乗せしていけば良い訳ですが、そういった考え方方が大事だと思います。

**会長**：それに1人当たりのごみ排出量も減ると思います。お年寄りが増えれば、消費も少なくなります。色々な要素が変化するので、細かい検討は必要であると思います。その中で、例えば、南海・東南海地震の場合とか花折断層が動く京都大地震の場合とか、災害廃棄物の取り扱いについては、基本的には国が音頭を取って地域として関係市の廃棄物対策をどうするかです。

**事務局**：阪神淡路大震災の時にも、京田辺市からパッカー車とダンプを持って行き、積んで帰ってきた実績があります。阪神淡路大震災の時、京田辺市は震度5でしたが、大きな倒壊等が無かったので手伝いに行けました。今度の南海・東南海地震の時は、三連動で起こると言われており、地域全体が被害を受けた時に、手伝いに行ける所が本当にあるのかといった話もあると思います。本市でも、現在の建築基準に適合した新施設を作りますが、それでも最大の揺れが起った場合は、すぐに動ける状態にはならないと思います。津波等も想定して、愛知県から四国に至るまで同時に起った場合は、自治体では対応出来ないと思っています。

**会長**：国の指導に従い、災害廃棄物を出来るだけ広域的に推計をして、規模を確定していくことになります。

**副会長B**：災害廃棄物は、大量に燃やせないと思います。私が現役の時に、阪神淡路大震災が起り、収集員が現地に行ってパッカー車に積んで持ち帰って来ましたが、焼却炉に入れると色々な物が混ざってしまい、なかなか燃やせないという事がありました。はっきり言って、京田辺市で大きな災害があっても、京田辺市だけで処理するのは無理だと思います。他の所であった場合、何%ぐらいかは助けられると思います。ただ、あまり大量に入れてしまうと、焼却炉の方が持たないと思います。

豊中市伊丹市クリーンランドは、震災で大きな被害を被って、清掃工場の煙突が倒れました。新しい清掃工場を建設する敷地があったので、そこに瓦礫を除いた両市の燃えるごみを全部集めてきて、積み上げておいて、清掃工場が復旧した後に燃やす分、もう1つは、積み替えて近隣の大阪市等で焼却してもらう分に分けていました。

東日本大震災の時は、津波による被害が大きく、他に運んでも追いつかないというのが現実にあり、仮設焼却炉を複数作っていました。秋頃には、仙台市近辺では仮設焼却炉が稼働していました。あまりにも大規模だと何十億円もしますが、仮設焼却炉で焼却する事も含めてやっていくのが、現実的にはあると思います。その辺は、色々な角度から検討し

てもらえばと思います。

会長：ありがとうございます。他、いかがでしょうか。対照表の大体の時間経過ですが、時間の流れで把握したいです。

事務局：審議会の答申は平成26年9月26日です。

会長：基本構想（案）は。

事務局：11月4日から12月3日までがパブリックコメントです。それは基本構想（案）になります。基本構想が12月24日です。

会長：基本構想（案）をパブリックコメントにかけて、それを基本構想として修正されたのですか。

事務局：基本構想（案）でパブリックコメントにかけました。12月3日でパブリックコメントが終わり、その意見を踏まえ、基本構想としてまとめたのが去年の12月24日です。

会長：これは事務局でまとめられたのですか。

事務局：市でまとめました。

会長：パブリックコメントでの意見を踏まえて、オープンになっているのですね。パブリックコメントで有用な意見があったと思います。そういう意見を踏まえて基本構想をもう一回見直しされ、「終わりに」という章が加わっています。ここに基本構想の重点的な内容が表明されています。

事務局：本日、審議会でご報告させていただき、明日以降に本市ホームページで公表します。関係課（清掃衛生課）でも見ていただけるようにします。

会長：市当局の案を市長が認められ、この審議会を通して、明日以降に公表されます。そういう流れの上に立ったものとご理解していただければと思います。

質問ですが、参考資料編の61頁、ごみ処理広域化の検討の中で「広域処理の施設規模については160tで再検討をお願いしたい。」という意見があります。この事業計画、その他専門的な事項をご存じの方の意見だと思いますが、分かりますか。

事務局：よくご存じの方だと思います。基本構想などの主な計画では、余裕をもった規模を言っているのではないかという思いで書かれていると理解しています。

これについては、基本構想の‘終わりに’の部分にもあったように、今回は、過去の実績等を踏まえて推計を行ったので、災害廃棄物は入っていませんし、今後の施策や人口規模、景気も大きくごみ量に反映されます。近年のごみ量は横ばい状態ですが、景気が良くなれば、事業系ごみは増えると予測されます。その辺の動向を見据えて、最終的に、焼却施設の建設時、発注時までには、もう少し議論、検討した上で決めていきたいと考えています。ただ、先程も言いましたように、余裕をみた規模で申請をしておき、徐々に減らしていくというやり方がよくあります。最終的には発注、建設時までには決めていきます。今までの事例を見ていると、どこの市町村も基本構想レベル、基本計画レベル、発注時には、こういったごみの推移は出て来ます。その辺はもう少し時間をかけていきたいと考えています。

事務局：今、基本構想には180tと書かれていますが、災害廃棄物等は入っていません。もし、災害廃棄物を10%入れた場合は198tになるので、200tという数字で要求して下げていくことになります。国に200tで要望した場合でも、200tで作らなければいけないということではありません。180tで要望した後、規模をプラスすると言っても、国でも予算が決まっているので、これ以上は予算が無いと言われた場合は、残りは自前で建設することになります。最終的には、きちんとした根拠が必要なので、180tをベースとして、災害廃棄物や人口動向を見ながら決めていくという事になります。

会長：京田辺市の推計については、災害廃棄物は入れているのですか。

事務局：入れていません。

副会長A：160tと書いてあるという事は、多すぎるから少なくするように言われているのですか。なぜ、少なくするように言われているのでしょうか。もっとごみを減らせという意味ですか。

事務局：恐らく、ごみを減らせというよりも、そういった余裕を見ているのではないかということだったと思います。

副会長A：余裕を見過ぎだと言われている訳ですね。

会長：人口減や減量化の取り組みにより、余裕が大きくなっているプラントが多くあります。そういった状況もあるので、関係要因の趨勢も検討して、将来規模を決めなさいという正論ではあります。事務局としてもよく分かっているので、そのように進めると言わ

れている訳です。

**委員 D**：この前、市内商業施設に行った時、1階レジの周辺に、卵の容器やお寿司の容器の上の部分を回収するボックスがありました。重さとしては軽いですが、カサのあるものですから、これは良い取り組みだと思いました。

**副会長A**：再生出来るのですか。

**委員 D**：詳しい方にお聞きすると、セルロース系のものは再生出来るという事でした。透き通ったものは、そこに入れるように書いてあり、牛乳パックを集めるようなボックスが置いてありました。

**副会長A**：それも分別すれば良いというのが、委員のご意見ですか。

**委員 D**：分別がきちんと出来て、再生資源になるのであれば、拠点を大きくするなどすれば良いと思います。

**事務局**：その他プラ容器の分別をするという事で基本構想の中にも書いています。議会にも、この基本構想（案）をご報告させていただきました。京都府下では本市だけが分別していない中で、お金はかかる、手間がかかるのも分かっています。しかし、循環型社会の形成を日本中でやっている訳ですから、本市もその分別に向けて進めて行きたいという話はさせていただきました。今後、広域に関係なく、その他プラ容器という新たな分別区分を設ける方向で進めて行きたいと思っています。

それともう1つ、昨年10月1日から小型家電の回収を試験的に始めました。皆さんのご協力により、当初の予想より多くの小型家電が回収されています。京田辺市民の方々は、ごみの分別や処理について、しっかりとした考え方をお持ちの方が多いと改めて思いました。今後、その他プラ容器の分別も市民の方々のご協力が得られるものと思っています。収集や処理とか色々な問題がありますので、今日明日にでも開始するという事は出来ません。1年、2年という年月がかかる訳ですが、そういった方向で進めて行きたいと思います。

**事務局**：収集体制や集めて来たプラスチックをどのように処理するのか。本市で処理する場合は、処理プラントを建設する必要がありますが、民間に委託する方法もあります。そこまでは、まだ決めていません。

**会長**：ありがとうございます。他にご意見はございませんか。今日は基本構想を公表す

る前に、審議会で報告されて、委員の皆様方にご理解、ご了承をいただいたとしたいと思います。それでは、事務局にお返しします。

**事務局**：会長、大変ご苦労様でございました。

本日、報告させていただきました「ごみ処理施設整備基本構想」につきましては、早々に市ホームページ並びに清掃衛生課の窓口で公表できるように準備をしております。委員の皆様におかれましては、長期間にわたり「ごみ処理施設整備基本構想」の策定について、ご審議を賜り誠にありがとうございました。

次回以降の審議会につきましては、今回策定した基本構想の中で練っていただいた事を踏まえて、ごみ処理基本計画を5年間に1回、見直しをする必要があります。基本構想に盛り込まれている内容を基本計画に反映する必要があるので、その見直しを平成27年度に実施をして、ご審議を賜りたいと考えています。

また、日時等につきましては、改めてご案内させていただきますので、よろしくお願ひします。

**会長**：今後のスケジュール、実施計画に向けてはどういう段取りですか。

**事務局**：施設の更新については、この基本構想を公表して、平成27年度の早い時期に枚方市との協議会を作っていきます。そして、基本計画を平成27年度に策定し、28年度くらいから環境影響評価や都市計画の手続きを行い、30年度には発注して、31、32、33、34年度の4カ年での建設を予定しています。

審議会におきましては、まだ皆さんの任期があります。現在の一般廃棄物処理基本計画は、策定してから5年以上経過していますので、その改訂という形で、基本構想で色々と審議していただきましたその他プラ容器の問題や4月から取り組む収集の許可制度の問題など、様々な問題がありますので、平成27年4月以降は、そういったものを含めた基本計画の改訂、見直しを予定しております。

**会長**：任期はいつまでですか。

**事務局**：任期は、平成27年11月30日までになっています。企業の方は人事異動が、それ以外の委員の方にも交代があると思いますので、そういった方には交代をしていただきながら、今の皆様の任期としては11月30日までになります。

**事務局**：第1回を開催できるのが早くても5月、遅ければ6月になると思います。

**会長**：ありがとうございます。

事務局：それでは、本日予定していた会議については、これで閉会とさせていただきます。  
ありがとうございました。

【閉会】

以上